

## 2-23-6 県の応援協定締結状況

(令和5年6月30日現在)

番号	分類	内容	締結先	協定等の名称	締結年月日
1	行政機関	相互応援協力	全都道府県(全国知事会)	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	H8.7.18
2	行政機関	相互応援協力	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	震災時等の相互応援に関する協定	S52.6.16
3	行政機関	相互応援協力	福島県、茨城県、群馬県、新潟県	災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定	H18.7.24
4	行政機関	相互応援協力	県内市町村	災害時における市町村相互応援に関する協定	H8.7.30
5	行政機関	航空消防防災相互応援	福島県、茨城県、群馬県、埼玉県	航空消防防災相互応援協定	H11.3.17
6	行政機関	災害廃棄物等の処理の協力	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、西方町、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町、那須地区広域行政事務組合、佐野地区衛生施設組合、芳賀郡中部環境衛生事務組合、栃木地区広域行政事務組合、芳賀地区広域行政事務組合、真岡・二宮地区清掃事務組合、南那須地区広域行政事務組合、塩谷広域行政組合、小山広域保健衛生組合	栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書	H20.3.21
7	行政機関	工業用水道災害に係る相互応援	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、横浜市、川崎市	関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定	H11.1.5
8	行政機関	災害時支援(公務員宿舎・未利用国有地の無償提供、災害対応業務に係る職員派遣)	財務省関東財務局、財務省関東財務局宇都宮財務事務所	災害時の支援等に関する協定	H29.2.23
9	放送	災害対策法第57条関係	日本放送協会宇都宮放送局	災害時における放送要請に関する協定	S54.9.10
10	放送	災害対策法第57条関係	(株)栃木放送	災害時における放送要請に関する協定	S54.9.10
11	放送	災害対策法第57条関係	(株)エフエム栃木	災害時における放送要請に関する協定	H6.4.1
12	放送	災害対策法第57条関係	(株)とちぎテレビ	災害時における放送要請に関する協定	H11.7.1

## 2-23-6 県の応援協定締結状況

(令和5年6月30日現在)

番号	分類	内容	締結先	協定等の名称	締結年月日
13	報道	広報活動	(株)朝日新聞社宇都宮支局	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時等における報道要請に関する協定	H9.1.20
14	報道	広報活動	(株)読売新聞社宇都宮支局	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時等における報道要請に関する協定	H9.1.20
15	報道	広報活動	(株)毎日新聞社宇都宮支局	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時等における報道要請に関する協定	H9.1.20
16	報道	広報活動	(株)産業経済新聞社宇都宮支局	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時等における報道要請に関する協定	H9.1.20
17	報道	広報活動	(株)日本経済新聞社宇都宮支局	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時等における報道要請に関する協定	H9.1.20
18	報道	広報活動	東京新聞宇都宮支局	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時等における報道要請に関する協定	H9.1.20
19	報道	広報活動	(株)下野新聞社	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時等における報道要請に関する協定	H9.1.20
20	報道	広報活動	(株)日刊工業新聞社栃木支局	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時等における報道要請に関する協定	H9.1.20
21	報道	広報活動	(一社)共同通信社宇都宮支局	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時等における報道要請に関する協定	H9.1.20
22	報道	広報活動	(株)時事通信社宇都宮支局	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時等における報道要請に関する協定	H9.1.20
23	報道	広報活動	日本テレビ放送網(株)	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時等における報道要請に関する協定	H9.1.20
24	報道	広報活動	(株)フジテレビジョン	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時等における報道要請に関する協定	H9.1.20
25	報道	広報活動	(株)東京放送	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時等における報道要請に関する協定	H9.1.20
26	報道	広報活動	全国朝日放送(株)	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時等における報道要請に関する協定	H9.1.20
27	救急救護	医療救護活動	(一社)栃木県医師会	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時の医療救護に関する協定	H11.7.1
				災害時の医療救護に関する協定実施細目	H11.7.1
28	救急救護	救助及びその応援	日本赤十字社栃木県支部	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
29	救急救護	薬剤師班の派遣	(一社)栃木県薬剤師会	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時の医療救護に関する協定書	H24.3.28
				災害時の医療救護に関する協定実施細則	H24.3.28
30	救急救護	医療救護活動	(公社)栃木県看護協会	災害時の医療救護活動に関する協定	H24.10.9
31-37	救急救護	DMATの派遣	済生会宇都宮、足利赤十字、那須赤十字(大田原赤十字)、独協医科大学、自治医科大学附属、芳賀赤十字、上都賀総合病院	栃木県DMAT派遣に関する協定書	H21.11.1
38	救急救護	DMATの派遣	NHO 栃木医療センター(国立病院機構栃木病院)	栃木県DMAT派遣に関する協定書	H23.12.1
39	救急救護	DMATの派遣	JCHOうつのみや病院(宇都宮社会保険病院)	栃木県DMAT派遣に関する協定書	H24.11.1
40	救急救護	DMATの派遣	独協医科大学日光医療センター	栃木県DMAT派遣に関する協定書	H28.3.31
41	救急救護	DMATの派遣	国際医療福祉大学塩谷病院	栃木県DMAT派遣に関する協定書	H29.4.1
42	救急救護	DMATの派遣	新小山市市民病院	栃木県DMAT派遣に関する協定書	R2.4.1

## 2-23-6 県の応援協定締結状況

(令和5年6月30日現在)

番号	分類	内容	締結先	協定等の名称	締結年月日
43	救急救護	DMATの派遣	佐野厚生総合病院	栃木県DMAT派遣に関する協定書	R2.4.1
44	救急救護	LDMATの派遣	那須南病院	栃木県DMAT派遣に関する協定書	H30.4.1
45	救急救護	LDMATの派遣	宇都宮記念病院	栃木県DMAT派遣に関する協定書	R2.4.1
46	救急救護	LDMATの派遣	菅間記念病院	栃木県DMAT派遣に関する協定書	R2.4.1
47	救急救護	災害支援ナースの派遣	南那須地区広域行政事務組合立那須南病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.3.11
48	救急救護	災害支援ナースの派遣	上都賀総合病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.3.11
49	救急救護	災害支援ナースの派遣	学校法人 国際医療福祉大学 国際医療福祉大学病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.3.11
50	救急救護	災害支援ナースの派遣	医療法人社団 亮仁会 那須中央病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.3.11
51	救急救護	災害支援ナースの派遣	地方独立行政法人 新小山市民病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.3.11
52	救急救護	災害支援ナースの派遣	佐野厚生総合病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.3.11
53	救急救護	災害支援ナースの派遣	宇都宮第一病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.3.11
54	救急救護	災害支援ナースの派遣	医療法人桃李会御殿山病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.3.11
55	救急救護	災害支援ナースの派遣	獨協医科大学日光医療センター	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.3.11
56	救急救護	災害支援ナースの派遣	地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.3.11
57	救急救護	災害支援ナースの派遣	医療法人杏林会今井病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.3.11
58	救急救護	災害支援ナースの派遣	自治医科大学附属病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.3.11
59	救急救護	災害支援ナースの派遣	独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.3.11
60	救急救護	災害支援ナースの派遣	独立行政法人国立病院機構栃木医療センター	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.3.11
61	救急救護	災害支援ナースの派遣	済生会宇都宮病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.3.11
62	救急救護	災害支援ナースの派遣	獨協医科大学病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.3.11
63	救急救護	災害支援ナースの派遣	地方独立行政法人栃木県立がんセンター	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.3.11
64	救急救護	災害支援ナースの派遣	医療法人光風会 光南病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.3.11
65	救急救護	災害支援ナースの派遣	医療法人高柳会 大平下病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.3.11
66	救急救護	災害支援ナースの派遣	新宇都宮リハビリテーション病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.4.24
67	救急救護	災害支援ナースの派遣	真岡病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.4.24
68	救急救護	災害支援ナースの派遣	宇都宮記念病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.4.24
69	救急救護	災害支援ナースの派遣	宇都宮中央病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.4.24
70	救急救護	災害支援ナースの派遣	新上三川病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.4.24
71	救急救護	災害支援ナースの派遣	福田記念病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.4.24
72	救急救護	災害支援ナースの派遣	栃木県医師会塩原温泉病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.6.5
73	救急救護	災害支援ナースの派遣	石橋総合病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.6.5
74	救急救護	災害支援ナースの派遣	菅又病院	栃木県における災害支援ナースの派遣に関する協定	R6.7.17
75	救急救護	医療救護活動	(公社)栃木県柔道整復師会	災害時の医療救護に関する協定書	H22.12.21
76	救急救護	医療救護活動	(一社)栃木県歯科医師会	災害時の歯科医療救護に関する協定	H24.2.2
				災害時の歯科医療救護に関する協定実施細則	H24.2.2
77	救急救護	医療救護活動	栃木県栄養士会	災害時における医療救護活動に関する協定	R2.9.24
78	救急救護	SCUの設置運営協力	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	広域搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する基	H26.3.31
79	救急救護	現地災害医療本部の設置等	上都賀総合病院	災害時における現地災害医療本部の設置等に関する協	H28.3.31
80	救急救護	現地災害医療本部の設置等	獨協医科大学日光医療センター	災害時における現地災害医療本部の設置等に関する協	H28.3.31
81	救急救護	現地災害医療本部の設置等	芳賀赤十字病院	災害時における現地災害医療本部の設置等に関する協	H28.3.31
82	救急救護	現地災害医療本部の設置等	自治医科大学附属病院	災害時における現地災害医療本部の設置等に関する協	H28.3.31
83	救急救護	現地災害医療本部の設置等	獨協医科大学病院	災害時における現地災害医療本部の設置等に関する協	H28.3.31

## 2-23-6 県の応援協定締結状況

(令和5年6月30日現在)

番号	分類	内容	締結先	協定等の名称	締結年月日
84	救急救護	現地災害医療本部の設置等	那須赤十字病院	災害時における現地災害医療本部の設置等に関する協	H28.3.31
85	救急救護	現地災害医療本部の設置等	国際医療福祉大学塩谷病院	災害時における現地災害医療本部の設置等に関する協	H28.3.31
86	救急救護	現地災害医療本部の設置等	那須南病院	災害時における現地災害医療本部の設置等に関する協	H28.3.31
87	救急救護	現地災害医療本部の設置等	足利赤十字病院	災害時における現地災害医療本部の設置等に関する協	H28.3.31
88	救急救護	災害福祉支援チームの派遣に関する 周知・啓発等	栃木県社会福祉法人経営者協議会	栃木県災害福祉広域支援に関する基本協定	H30.10.11
89	救急救護	災害福祉支援チームの派遣に関する 周知・啓発等	栃木県社会福祉士会	栃木県災害福祉広域支援に関する基本協定	H30.10.11
90	救急救護	災害福祉支援チームの派遣に関する 周知・啓発等	栃木県老人福祉施設協議会	栃木県災害福祉広域支援に関する基本協定	H30.10.11
91	救急救護	災害福祉支援チームの派遣に関する 周知・啓発等	栃木県老人保健施設協会	栃木県災害福祉広域支援に関する基本協定	H30.10.11
92	救急救護	災害福祉支援チームの派遣に関する 周知・啓発等	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	栃木県災害福祉広域支援に関する基本協定	H30.10.11
93	救急救護	災害福祉支援チームの派遣に関する 周知・啓発等	とちぎケアマネジャー協会	栃木県災害福祉広域支援に関する基本協定	H30.10.11
94	救急救護	災害福祉支援チームの派遣に関する 周知・啓発等	栃木県認知症高齢者グループホーム協会	栃木県災害福祉広域支援に関する基本協定	H30.10.11
95	救急救護	災害福祉支援チームの派遣に関する 周知・啓発等	栃木県介護福祉協会	栃木県災害福祉広域支援に関する基本協定	H30.10.11
96	救急救護	災害福祉支援チームの派遣に関する 周知・啓発等	栃木県高齢者福祉協会	栃木県災害福祉広域支援に関する基本協定	H30.10.11
97	救急救護	災害福祉支援チームの派遣に関する 周知・啓発等	栃木県身体障害者施設協議会	栃木県災害福祉広域支援に関する基本協定	H30.10.11
98	救急救護	災害福祉支援チームの派遣に関する 周知・啓発等	栃木県障害施設・事業協会	栃木県災害福祉広域支援に関する基本協定	H30.10.11
99	救急救護	災害福祉支援チームの派遣に関する 周知・啓発等	栃木県精神保健福祉士会	栃木県災害福祉広域支援に関する基本協定	H30.10.11
100	救急救護	災害福祉支援チームの派遣に関する 周知・啓発等	栃木県精神障害者支援事業協会	栃木県災害福祉広域支援に関する基本協定	H30.10.11
101	救急救護	災害福祉支援チームの派遣に関する 周知・啓発等	とちぎ障がい者相談支援専門員協会	栃木県災害福祉広域支援に関する基本協定	H30.10.11
102	救急救護	災害福祉支援チームの派遣に関する 周知・啓発等	栃木県保育協議会	栃木県災害福祉広域支援に関する基本協定	H30.10.11
103	救急救護	災害福祉支援チームの派遣に関する 周知・啓発等	栃木県児童養護施設等連絡協議会	栃木県災害福祉広域支援に関する基本協定	H30.10.11
104	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)あいのかわ福祉会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
105	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)足利むつみ会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
106	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)あゆみ園	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
107	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)あんず	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
108	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)市貝町社会福祉協議会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
109	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)小山清風会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
110	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)桔梗寮	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
111	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)希望の家	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
112	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)くすの木会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
113	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)薫風会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
114	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)敬愛会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
115	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)恵光会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
116	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)京福会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
117	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)恵友会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
118	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)敬和会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
119	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)心美会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
120	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)こころみる会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
121	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)佐野市社会福祉協議会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
122	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)慈愛会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
123	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)下野市社会福祉協議会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
124	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)真寿会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
125	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)すかい	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
126	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)すぎなみき会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25

## 2-23-6 県の応援協定締結状況

(令和5年6月30日現在)

番号	分類	内容	締結先	協定等の名称	締結年月日
127	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)すぎのこ会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
128	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)すぎの芽会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
129	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)正恵会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
130	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)成裕会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
131	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)せせらぎ会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
132	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)洗心会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
133	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)大恵会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
134	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)大門福祉会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
135	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)太陽の里福祉会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
136	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)たかはら学園	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
137	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)長寿栄光会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
138	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)都賀の里	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
139	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)天成会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
140	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)同愛会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
141	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)とちぎ健康福祉協会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
142	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)栃木市社会福祉協議会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
143	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)栃木老人ホーム	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
144	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)とちのみ会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
145	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)飛山の里福祉会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
146	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)那須烏山市社会福祉協議会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
147	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)那須塩原市社会福祉協議会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
148	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)那須町社会福祉協議会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
149	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)奈坪ヶ丘福祉会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
150	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)芳賀町社会福祉協議会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
151	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)パステル	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
152	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)フローニュの森	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
153	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)ふれあいコープ	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
154	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)蓬愛会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
155	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)房香会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
156	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)宝生会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
157	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)まこと福祉会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
158	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)正富福祉会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
159	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)益子のぞみの里福祉会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
160	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)みずほの福祉会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
161	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)みどり会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
162	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)壬生町社会福祉協議会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
163	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)真岡市社会福祉協議会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
164	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)矢板市社会福祉協議会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
165	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)悠々の郷	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
166	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)梨一会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
167	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)渡良瀬会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
168	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(医)為王会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
169	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(医)恵生会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25

## 2-23-6 県の応援協定締結状況

(令和5年6月30日現在)

番号	分類	内容	締結先	協定等の名称	締結年月日
170	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(医)大田原厚生会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
171	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(医)北斗会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
172	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(医)矢尾板記念会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
173	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(学)国際医療福祉大学	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
174	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(独)地域医療機能推進機構	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
175	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(特非)みどりの社	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
176	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(特非)より道	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
177	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(株)ストリーム	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
178	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(株)Bluebird	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
179	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	保健医療・福祉施設 あしかがの森足利病院	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H30.12.25
180	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)恩賜財団済生会支部栃木県済生会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H31.1.31
181	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)鹿沼市社会福祉協議会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H31.1.31
182	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)講義会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H31.2.22
183	救急救護	災害福祉支援チーム員の派遣	(福)光誠会	栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定	H31.3.15
184	救急救護	医薬品等の供給	栃木県医薬品卸協会(栃木県医薬品卸協同組合)	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
185	救急救護	医薬品等の供給	栃木県薬事工業会	災害時における物資の供給協力に関する協定	H23.3.30
186	救急救護	医療機器の供給	栃木県医療機器販売業協会	災害時における医療機器等の調達等に関する協定	H31.3.11
187	救急救護	医療用酸素ガス等の供給	(一社)栃木県一般高圧ガス安全協会	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H15.3.1
				災害時に必要な物資の供給に関する協定	H15.3.1
188	輸送	物資等の輸送	(一社)社栃木県トラック協会	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時の物資等の緊急輸送に関する協定	H9.1.20
				災害時における物資の緊急輸送・保管等に関する協定書	H25.11.7
189	輸送	物資の輸送・保管	栃木県倉庫協会	災害時における物資の緊急輸送・保管等に関する協定書	H25.11.7
190	輸送	交通誘導、警戒活動等	(一社)栃木県警備業協会	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時の交通誘導等に関する協定	H9.1.20
191	輸送	物資等の輸送	赤帽栃木県軽自動車運送協同組合	災害時の緊急救援輸送に関する協定書	H18.4.21
192	輸送	物資の輸送・保管、冷凍・冷蔵食品の供給	ABCロジテム(株)	災害時における物資の供給・緊急輸送・保管に関する協定	H28.3.28
193	輸送	人員等の輸送	(一社)栃木県バス協会	災害時等におけるバスによる緊急輸送に関する協定	R1.8.23
194	輸送	物資等の輸送	(一社)AZ-COM丸和・支援ネットワーク	災害時における物資の緊急輸送等に関する協定	R5.6.30
195	災害復旧	応急対策業務	栃木県建設産業団体連合会	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時の応急対策業務の実施に関する協定書	H9.1.20
196	災害復旧	応急対策業務	(一社)建設コンサルタンツ協会関東支部	災害時の応急対策業務の実施に関する協定書	H28.8.18
197	災害復旧	応急仮設住宅の建設	(一社)プレハブ建築協会	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	H8.10.24
198	災害復旧	応急仮設住宅の建設	(一社)全国木造建設事業協会	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	R6.2.29
199	災害復旧	応急仮設住宅の建設	(一社)日本ムービングハウス協会	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	R7.2.28
200	災害復旧	木材の供給	栃木県木材業協同組合連合会	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時に必要な物資の供給に関する協定	H9.1.20
201	災害復旧	被災住宅の復興支援	独立行政法人住宅金融支援機構 (住宅金融公庫北関東支店)	災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書	H16.10.29
				災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書	
202	災害復旧	電気設備の復旧等	栃木県電気工業業組合	災害時における電気設備の復旧等に関する協定書	H23.11.14
203	災害復旧	橋梁の緊急点検	(一社)建設コンサルタンツ協会関東支部	橋梁の地震時緊急点検における支援協力に関する協定	H26.3.4
204	災害復旧	浄化槽の点検・復旧等	(一社)栃木県浄化槽協会	災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協定書	H29.1.25
205	災害復旧	資機材の供給	株式会社レンタルのニッケン	災害時における応急対策用資機材等の賃貸借等に関する協定	H20.12.11

## 2-23-6 県の応援協定締結状況

(令和5年6月30日現在)

番号	分類	内容	締結先	協定等の名称	締結年月日
206	災害復旧	建設資機材の供給	(一社)日本建設機械レンタル協会栃木支部	災害時における資機材の供給に関する協定	H26.3.13
207	災害復旧	資機材の供給	(株)アクティオ	災害時における資機材の供給に関する協定供給に関する	H26.12.22
208	災害復旧	車両の移動等の協力	(一社)栃木県自動車整備振興会	災害時における車両の移動等の協力に関する協定書	H29.3.24
209	災害復旧	車両の移動等の協力	NPO法人全日本レッカー協会	災害時における車両の移動等の協力に関する協定書	R6.9.24
210	災害復旧	災害応急対策建設資材調達	(一社)日本建設業連合会関東支部(関東地方整備局並びに一都九県五市、NEXCO東日本関東支社、NEXCO中日本東京支社、NEXCO中日本八王子支社)	災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書	H30.3.28
211	災害復旧	コンクリートミキサー車を活用した消火用水等の供給	栃木県生コンクリート工業組合、栃木県中央生コンクリート協同組合、栃木県北部生コンクリート協同組合、栃木県南部生コンクリート協同組合、大日光生コンクリート協同組合、栃木県西部生コンクリート協同組合、両毛コンクリート協同組合	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	H30.8.22
212	災害復旧	災害時における下水道施設の復旧支援	(公社)日本下水道管理業協会関東支部栃木県部会	災害時における下水道施設の復旧支援協定	H30.11.22
213	災害復旧	災害時における相互協力	東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社	災害時における相互協力に関する基本協定	R2.7.3
214	災害復旧	災害時における相互協力	東日本電信電話(株)	災害時における相互協力に関する基本協定	R2.7.3
215	災害復旧	災害時における相互協力	(株)NTTドコモ	災害時における相互協力に関する基本協定	R2.7.3
216	災害復旧	災害時における相互協力	栃木県都市ガス協会	災害時における相互協力に関する基本協定	R6.3.29
217	物資	物資の供給支援	栃木県生活協同組合連合会	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	H9.1.20
218	物資	玄米・生鮮野菜・果実等の供給	全国農業協同組合連合会栃木県本部	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時に必要な物資の供給に関する協定	H9.1.20
219	物資	玄米のとう精	栃木県食料卸販売協議会	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時に必要な玄米のとう精に関する協定	H9.1.20
220	物資	炊飯、加工	栃木県学校給食パン協同組合	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時に必要な炊き出しに関する協定	H9.1.20
221	物資	炊飯、加工	(株)サンデリカ小山営業所	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時に必要な炊き出しに関する協定	H9.1.20
222	物資	食肉製品の供給	栃木県食肉事業協同組合連合会	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時に必要な物資の供給に関する協定	H9.1.20
223	物資	牛乳の供給	栃木県牛乳協会 (栃木県ミルクプラント協会)	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時に必要な物資の供給に関する協定	H9.1.20
224	物資	飲料水の供給	利根コカ・コーラボトリング株式会社	災害時における物資の供給協力に関する協定	H21.3.12
225	物資	飲料水の供給	株式会社伊藤園	災害時における物資の供給協力に関する協定	H24.1.16
226	物資	飲料水の供給	サントリービバレッジソリューション株式会社 関東・甲信越支社	災害時における飲料供給に関する協定	R3.3.10
227	物資	食料品・日用品等の供給	(株)ローソン	災害時における物資の調達に関する協定書	H20.2.18
228	物資	食料品・日用品等の供給	(株)セブン-イレブン・ジャパン	災害時等における生活物資の供給協力に関する協定	H20.3.28
229	物資	食料品・日用品等の供給	(株)ファミリーマート	災害時における物資の供給協力に関する協定	H20.9.3
230	物資	食料品・日用品の供給、物資の保管	(株)エコス、(株)たいらや、(株)TSロジテック	災害時における物資の供給・保管に関する協定	H28.11.29
231	物資	塩の供給	ジャパソルト(株)	災害時における物資の供給協力に関する協定	H26.3.13
232	物資	米飯・パン等の供給	(公財)栃木県学校給食会	災害時における物資の供給協力等に関する協定	H28.3.29
233	物資	生活必需品の供給	宇都宮卸商業団地協同組合	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時に必要な物資の供給に関する協定	H9.1.20
234	物資	生活必需品の供給	宇都宮市中央卸売市場関連卸商協同組合	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20

## 2-23-6 県の応援協定締結状況

(令和5年6月30日現在)

番号	分類	内容	締結先	協定等の名称	締結年月日
				災害時に必要な物資の供給に関する協定	H9.1.20
235	物資	生活必需品の供給	とちぎ流通センター協同組合 (とちぎ流通センター卸協同組合)	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時に必要な物資の供給に関する協定	H9.1.20
236	物資	生活必需品の供給	(株)カンセキ	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時に必要な物資の供給に関する協定	H9.1.20
237	物資	生活物資全般の供給	イオン株式会社関東カンパニー	災害時等の物資供給に関する協定	H18.8.25
238	物資	生活物資の供給	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定書	H19.11.7
239	物資	生活物資の供給	株式会社ケーヨー	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	H25.8.23
247	物資	生活必需品の供給	(株)カワチ薬品	災害時における物資の供給協力に関する協定	H28.3.28
241	物資	衣料品の供給	(株)東武宇都宮百貨店	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時に必要な物資の供給に関する協定	H9.1.20
242	物資	衣料品の供給	(株)福田屋百貨店	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時に必要な物資の供給に関する協定	H9.1.20
243	物資	衣料品の供給	宇都宮ステーション開発(株)	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時に必要な物資の供給に関する協定	H9.1.20
244	物資	衣料品の供給	宇都宮ビジネスパーク協同組合 (宇都宮繊維卸協同組合)	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時に必要な物資の供給に関する協定	H9.1.20
245	物資	光熱材料の供給	栃木県石油商業組合	災害時における物資・燃料等の供給協力及び帰宅困難者支援に関する協定書	H9.1.20
					H9.1.20
246	物資	燃料の供給、情報共有	石油連盟	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	H25.8.23
247	物資	光熱材料の供給	(一社)栃木県LPガス協会 (一社)栃木県高圧ガス保安協会)	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時に必要な物資の供給に関する協定	H9.1.20
248	物資等	物資等の供給・その他応急対策業務	(公社)栃木県経済同友会	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H20.8.22
				災害時における応急対策業務の実施に関する協定	H21.3.19
249	物資	生活物資の供給	(株)カインズ	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	H30.9.6
250	物資	段ボール製品の供給	東日本段ボール工業組合	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	H30.12.7
251	物資	ブルーシート、土のうの提供	萩原工業(株)	災害時における物資の供給協力に関する協定	R1.9.3
252	物資	電化製品等の供給	(株)コジマ	災害時に必要な物資の供給に関する協定	R2.12.15
253	物資	ブルーシート、土のう、避難所用品の供給	栃木県テント装飾工業組合	災害時における物資の供給協力に関する協定	R6.2.29
254	その他	情報の収集・伝達	(一社)日本アマチュア無線連盟栃木県支部	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.1.20
				災害時の情報の収集・伝達に関する協定	H9.1.20
255	その他	情報発信協力	ヤフー(株)	災害に係る情報発信等に関する協定	H27.4.1
256	その他	ゴルフ場施設等の利用・提供	栃木県ゴルフ場協議会	災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書	H9.10.13
				災害時におけるゴルフ場施設等の利用に関する協定	H9.10.13
257	その他	被災者・高齢者等の一時受入れ施設等の提供	栃木県老人福祉施設協議会	災害時における老人福祉施設の応援、協力等に関する基本協	H25.1.8
258	その他	被災者・高齢者等の一時受入れ施設等の提供	(一社)栃木県老人保健施設協会	災害時における老人福祉施設の応援、協力等に関する基本協	H25.1.8
259	その他	被災者・高齢者等の一時受入れ施設等の提供	(一社)栃木県認知症高齢者グループホーム協会	災害時における老人福祉施設の応援、協力等に関する基本協	H25.1.8
260	その他	被災施設利用者等の受入れ等	特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会	災害時における障害福祉施設の応援、協力等に関する基本協	H25.3.27
261	その他	被災施設利用者等の受入れ等	栃木県身体障害者施設連絡協議会 (栃木県身体障害者療護施設連絡協議会)	災害時における障害福祉施設の応援、協力等に関する基本協	H25.3.27
262	その他	被災施設利用者等の受入れ等	栃木県児童養護施設等連絡協議会	災害時における児童福祉施設の応援、協力等に関する基本協	H25.3.27
263	その他	旅館・ホテル施設等の提供	栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	R2.5.26
257 - 269	その他	ヘリテレ映像の提供	日本放送協会宇都宮放送局、(株)とちぎテレビ、日本テレビ放送網(株)、(株)東京放送、(株)フジテレビジョン、(株)テレビ朝日	栃木県消防防災ヘリによる映像の提供に関する協定	H16.8.1

## 2-23-6 県の応援協定締結状況

(令和5年6月30日現在)

番号	分類	内容	締結先	協定等の名称	締結年月日
270	その他	災害廃棄物等の処理の協力	(公社)栃木県産業資源循環協会	栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書	H20.3.21
271	その他	災害廃棄物等の処理の協力	(一社)栃木県環境美化協会	栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書	H20.3.21
272	その他	災害廃棄物等の処理の協力	栃木県環境整備事業共同組合	栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書	H20.3.21
273	その他	民間賃貸住宅の被災者への提供	(公社)栃木県宅地建物取引業協会	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定書	H20.7.1
274	その他	民間賃貸住宅の被災者への提供	(公社)全日本不動産協会栃木県本部	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定書	H20.10.27
275	その他	関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供	9都県(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県)、関係都県宅地建物取引業協会(9団体)、全日本不動産協会関係都県本部(9団体)、全国賃貸住宅経営者協会連合会及び東京共同住宅協会	関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	H29.3.27
276	その他	避難所の場所及び開設状況に関する情報提供	株式会社バカン	災害時等における避難施設の情報提供に関する協定書	R3.3.22
277	その他	遺体の搬送	(一社)全国霊柩自動車協会	災害時における遺体の搬送に関する協定書	H20.10.1
278	その他	棺及び葬祭用品の供給・遺体の搬送	栃木県葬祭事業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送に関する協定	H25.1.23
279	その他	遺体の搬送、帰宅困難者支援	(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	災害時における協力に関する協定	R2.7.21

## 2-23-6 県の応援協定締結状況

(令和5年6月30日現在)

番号	分類	内容	締結先	協定等の名称	締結年月日
280	その他	被災者等への法律相談業務の実施	栃木県弁護士会	災害時における法律相談業務に関する協定書	H25.5.24
281	その他	被災者支援のための行政書士業務の実施	栃木県行政書士会	災害時における行政書士業務に関する協定書	H25.7.10
282	その他	情報提供、地域における応急活動支援	(公社)隊友会栃木県隊友会	災害時における隊友会の協力に関する協定書	H26.2.14
283	その他	災害ボランティアセンターの設置・運営	(社福)栃木県社会福祉協議会	栃木県災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	R4.3.16
284	その他	ドローン等による情報収集活動業務の協力	北関東総合警備保障株式会社	災害時における情報収集活動業務の実施に関する協定	H30.2.9
285	その他	無人航空機(ドローン)による情報収集等	損害保険ジャパン日本興亜(株)	栃木県の防災力向上のための協定	H30.6.1
286	その他	ドローン等による情報収集活動業務の協力	(一社)小型無人機振興協会	災害時における無人航空機による情報収集等の協力に関する協定書	R7.2.13
287	その他	ドローンによる情報収集活動・物資輸送業務の協力	栃木県森林組合連合会	災害時緊急の場合における情報収集及び物資輸送等の協力に関する協定書	R7.2.13
288	その他	ヘリコプターによる被害状況調査、人員・物資輸送業務の協力	(株)ヘリサービス	災害時における業務支援に関する協定書	R7.2.13
289	その他	帰宅困難者支援	(株)吉番屋	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	H30.11.13
290	その他	帰宅困難者支援	(株)オートボックスセブン	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	H30.11.13
291	その他	帰宅困難者支援	(株)セブン-イレブン・ジャパン	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	H30.11.13
292	その他	帰宅困難者支援	(株)ハードオフコーポレーション	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	H30.11.13
293	その他	帰宅困難者支援	(株)ファミリーマート	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	H30.11.13
294	その他	帰宅困難者支援	ミニストップ(株)	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	H30.11.13
295	その他	帰宅困難者支援	山崎製パン(株)	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	H30.11.13
296	その他	帰宅困難者支援	(株)吉野家	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	H30.11.13
297	その他	帰宅困難者支援	(株)ローソン	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	H30.11.13
298	その他	帰宅困難者支援	ネットヨタ栃木(株)	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	R1.9.3
299	その他	帰宅困難者支援	栃木県自動車販売店協会	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	R2.7.14
300	その他	帰宅困難者支援	株式会社モスフードサービス	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	R3.11.25
301	その他	災害救助犬	(公社)日本警察犬協会栃木支部	災害時における災害救助犬の出勤に関する協定	H31.3.11
302	その他	被災動物の救護及び管理	(公社)栃木県獣医師会	災害時における被災動物の救護及び管理に関する協定	R2.3.18
303	その他	車両の提供	(一社)栃木県レンタカー協会	災害時等における車両の提供に関する協定	R2.6.5
304	その他	車両の提供	栃木県自動車販売店協会	災害時等における車両等の提供に関する協定	R2.7.14
305	その他	車両の提供	東日本三菱自動車販売株式会社・三菱自動車工業株式会社	災害時における電動車両等の支援に関する協定	R3.12.10

## 2-23-7 災害時相互協力に関する申合せ

国土交通省関東地方整備局企画部、茨城県土木部、栃木県土木整備部、群馬県土木整備部、埼玉県土木整備部、千葉県土木整備部、東京都建設局総務部、神奈川県土木整備局、山梨県土木整備部、長野県建設部、さいたま市建設局、千葉市建設局、横浜市消防局、川崎市建設緑政局及び相模原市都市建設局(以下、「構成機関」という。)は、災害が発生又は発生のおそれがある場合の相互協力に関し、地域防災計画に定める応援協力をより円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。ただし、既に締結されている地域防災計画に定める各都県市間での相互応援に関する協定等に基づいて応援協力をを行う場合には、この申合せは適用しない。

### (目的)

第1条 この申合せは、各構成機関が所管する区域において、国土交通省所管の法令等に基づき設置された公共施設に係わる災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合の相互協力の内容を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

### (協力内容)

第2条 災害時の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害に関する情報の提供
- (2) 災害対策車両、通信機器等の貸付
- (3) 被災地調査職員、機器操作要員等の人員派遣
- (4) 応急復旧資機材の貸与
- (5) その他、必要と認められる事項

### (協力の要請)

第3条 災害が発生又は発生の恐れがある機関(以下、「被災機関」という。)は、他の構成機関の協力が必要と判断した場合には、文書又は口頭にて協力を要請する。

### (要請によらない協力)

第4条 被災機関からの協力要請がないものの、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合においては、構成機関は独自の判断により被災機関に対し協力できるものとする。その場合には、構成機関は被災機関に対して協力内容を通知するよう努めるものとする。

### (費用負担)

第5条 第3条に基づく協力を要する費用は、協力を受けた構成機関の負担とする。ただし、当該構成機関に負担を求めることが困難又は不適當な場合は、適正な負担について個々に協議するものとする。

### (相互協力の連絡等)

第6条 構成機関は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、災害時における被災情報等を共有化するものとする。また、平常時については、緊急時の連絡体制、災害時に他の機関に貸付が可能な車両、通信機器の一覧並びにその他防災に関する情報及び資料の交換を行うものとする。

### (他の協定との関係)

第7条 この申合せは、構成機関が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(連絡会)

第8条 構成機関は、この申合せの運用について具体的事項を定めるための連絡会を設置するものとする。

(その他)

第9条 この申合せに定めのない事項については、その都度協議のうえ、これを定めるものとする。

(適用)

第10条 この申合せは、平成22年4月1日から適用する。

2 平成20年6月16日に締結された申合せは、これを廃止する。

平成22年4月1日

国土交通省 関東地方整備局	企画部長	金尾 健司
茨城県	土木部長	進藤 崇
栃木県	県土整備部長	池田 猛
群馬県	県土整備部長	川瀧 弘之
埼玉県	県土整備部長	成田 武志
千葉県	県土整備部長	橋場 克司
東京都	建設局総務部長	藤井 芳弘
神奈川県	県土整備局長	池守 典行
山梨県	県土整備部長	小池 一男
長野県	建設部長	入江 靖
さいたま市	建設局長	松澤 正巳
千葉市	建設局長	清水 謙司
横浜市	消防局長	鈴木 洋
川崎市	建設緑政局長	栗林 栄
相模原市	都市建設局長	梅沢 道雄

## 2-23-8 各省庁における派遣スキーム一覧

(令和3年10月現在)

職種、分野	主な支援内容	関係省庁
被災文教施設応急危険度判定	被災文教施設の応急危険度判定の実施	文部科学省
水道	応急給水、被災した水道施設の応急復旧	厚生労働省
災害派遣医療チーム(DMAT)	災害急性期(発災後概ね48時間以内)に被災地等で医療支援等を実施	厚生労働省
保健師等支援チーム	公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の巡回による被災者の健康管理	厚生労働省
災害派遣精神医療チーム(DPAT)	自然災害や集団災害の発生時における、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援	厚生労働省
災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)	被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう応援	厚生労働省
農業農村災害緊急派遣隊(水土里(みどり)災害派遣隊)	被災した農地・農業用施設の初期情報収集、緊急概査、技術支援等	農林水産省
緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)	被害状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等、被災地方公共団体に対する技術的な支援	国土交通省
被災建築物応急危険度判定	被災した建築物の応急危険度判定の実施	国土交通省
被災宅地危険度判定	被災した宅地の危険度判定の実施	国土交通省
下水道	被災した下水道施設の復旧	国土交通省
災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)	<p>&lt;研究・専門機関(専門家・技術者を派遣)&gt; 処理体制の構築、排出・分別方法の周知、初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営等に関する現地支援等</p> <p>&lt;廃棄物等関係団体(ごみ収集車等や作業員を派遣)&gt;生活ごみ等の収集・運搬、処理に関する現地支援等</p>	環境省

# 応急対策職員派遣制度に関する要綱

## 目次

第1章 総則

第2章 応急対策職員派遣制度の基本的な事項

第3章 大規模災害時における応急対策職員派遣制度に係る対応等

第4章 被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣

第1節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第1段階支援）

第2節 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）

第3節 追加の対口支援による応援職員の派遣

第4節 独自申出による応援職員の派遣

第5章 総括支援チームの派遣

第6章 受援体制

第7章 その他

別表

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである応急対策職員派遣制度について基本的な事項を定めるとともに、その運用に当たり関係機関と総務省とが協力して実施する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、関係法令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害をいう。
- (2) 地域ブロックとは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第1条に定めるブロックをいう。ただし、中国ブロック及び四国ブロックについては、合わせて一の地域ブロックとする。
- (3) 地域ブロック幹事都道府県とは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第4条第1項に定める幹事県等をいう。ただし、中国・四国ブロックについては、中国ブロック又は四国ブロックの幹事県等のうちいずれか一の幹事県等とする。
- (4) 地域ブロック内の地方公共団体とは、別表に定める地域ブロック内の都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村をいう。
- (5) 被災都道府県内の地方公共団体とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村（被災市区町村を除く。）をいう。
- (6) 関係省庁とは、内閣府及び消防庁をいう。
- (7) 関係団体とは、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会をいう。
- (8) 関係機関とは、関係省庁、関係団体及び地方公共団体をいう。
- (9) 関係都道府県とは、被災地域ブロック幹事都道府県及び被災都道府県をいう。
- (10) 対口支援方式とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう。
- (11) 災害マネジメント総括支援員とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。
- (12) 災害マネジメント支援員とは、災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をい

う。

- (13) 総括支援チームとは、被災市区町村への応援職員派遣の協力依頼に先立ち、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握を行うほか、被災市区町村が行う災害マネジメントを総合的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

## 第2章 応急対策職員派遣制度の基本的な事項

(基本的な事項)

第3条 本制度の基本的な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本制度は、地方公共団体の相互の協力によることを旨とするものであること。
- (2) 本制度は、地方公共団体間の災害時相互応援協定等を妨げるものではないこと。
- (3) 本制度に基づく応援職員の派遣の形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本とするものであること。
- (4) 本制度に基づく応援職員の派遣の目的は、被災市区町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであること。
  - (ア) 災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援すること。ただし、本制度以外の仕組み等と必要な連携を図るものであること。
  - (イ) 被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること。
- (5) 前号アのための応援職員は、次に掲げるように派遣することを基本とするものであること。ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図るものであること。
  - (ア) 最初に被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第1段階支援」という。）とし、第1段階支援だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない場合には、第1段階支援を補完するため全国の地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第2段階支援」という。）。
  - (イ) 対口支援方式により応援職員を派遣すること。
  - (ウ) 都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村（原則として指定都市を除く。）が一体的に応援職員を派遣すること（以下「一体的支援」という。）。
- (6) 第4号イのための応援職員は、総括支援チームを派遣するものであること。

(関係機関の連携)

第4条 関係機関及び総務省は、本制度に基づく応援職員の派遣が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡調整を行うものとする。

### 第3章 大規模災害時における応急対策職員派遣制度に係る対応等

(情報の収集及び共有)

第5条 総務省は、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあると考えられる場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁、関係団体及び関係都道府県（以下「関係省庁等」という。）からの情報の収集及び関係省庁等との情報の共有を行うものとする。

2 総務省は、前項の規定により情報の収集及び共有を開始する場合には、関係省庁等に対しその旨を連絡するものとし、連絡を受けた関係省庁等は、総務省に対し応援職員の派遣に関して得られた情報を提供するものとする。

3 前2項の規定による情報の収集、共有及び提供は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。

4 被災地域ブロック幹事都道府県は、自らが被災した等の場合には、本要綱における被災地域ブロック幹事都道府県の役割について、被災地域ブロック内の他の都道府県（以下「被災地域ブロック幹事代理都道府県」という。）に行わせることができるものとする。この場合において、被災地域ブロック幹事代理都道府県は、総務省、全国知事会並びに被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市に対しその旨を速やかに連絡するものとし、連絡を受けた総務省は、関係団体に対しその旨を連絡するものとする。

(被災都道府県による応援職員のニーズ等の把握)

第6条 被災都道府県は、被災市区町村における次の各号に掲げる応援職員のニーズ等を速やかに把握するものとする。

(1) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性

(2) 前号について応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）

(3) 総括支援チームの派遣の必要性

(4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な情報

2 被災都道府県は、総務省及び被災地域ブロック幹事都道府県に対し、前項の規定により把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡するものとする。

3 前項の規定による情報の提供及び連絡は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとする。

(応援職員確保調整本部の設置)

第7条 総務省は、得られた情報を基に、関係団体と協議の上必要と判断した場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁等からの情報の収集、関係省庁等との情報の共有並びに総合的な調整及び意思決定を行うため、総務省及び関係団体で構成する応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）を設置するものとする。この場合において、第5条第1項の総務省の事

務は、確保調整本部に引き継ぐものとする。

- 2 確保調整本部に事務局を置き、事務局の事務は総務省が行うものとする。
- 3 確保調整本部は、確保調整本部が設置された場合には、関係省庁及び関係都道府県並びに関係団体を通じて地方公共団体に対しその旨を連絡するものとする。
- 4 第1項の規定による情報の収集及び共有並びに総合的な調整は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。
- 5 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による総合的な調整を行う必要がなくなったと判断した場合には、確保調整本部を廃止するものとする。

(応援職員確保現地調整会議の設置)

第8条 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上必要と判断した場合には、次の各号に掲げる調整等を行うため、応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）を設置するものとする。

- (1) 第1段階支援に関する調整
- (2) 前号の規定により調整した事項の確保調整本部への報告
- (3) 現地における情報収集
- (4) 現地において収集した情報の確保調整本部への報告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な調整

- 2 確保調整本部は、関係都道府県に対し現地調整会議への参加を求めるものとする。
- 3 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上、被災都道府県の災害対策本部が置かれる都道府県庁舎に設置することを基本として現地調整会議の設置場所を決定するものとする。
- 4 総務省、関係団体及び関係都道府県は、前項の規定により設置場所を決定した場合には、現地調整会議に参加させるための要員（以下「現地調整会議参加要員」という。）を派遣するものとする。
- 5 関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県は、現地調整会議参加要員を派遣することが困難である場合には、それぞれの構成団体（この要綱において、全国市長会にあっては市区（指定都市を除く。）と、指定都市市長会にあっては指定都市と、被災地域ブロック幹事都道府県にあっては被災地域ブロック内の他の都道府県とする。）に参加させることができるものとする。ただし、現地調整会議に参加する者のいずれかから参集の要請があった場合には、可能な限り現地調整会議参加要員を派遣するものとする。
- 6 総務省、関係団体及び関係都道府県の現地調整会議参加要員は、参集次第、現地調整会議に参加するものとし、さらに、災害時相互応援協定等に基づき現地に派遣された地方公共団体の連絡要員も参加することができるものとする。
- 7 関係都道府県は、現地調整会議が設置されない場合においても、必要に応じて確保調整本部と調整の上、第1段階支援に関する調整を行うものとする。
- 8 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による調整等を行う必要がなくなったと判断した場合には、現地調整会議を廃止するものとする。

## 第4章 被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣

### 第1節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第1段階支援）

（被災地域ブロック内の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第9条 被災都道府県は、当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、当該被災市区町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

2 前項の規定による協力の依頼は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

- (1) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

（対口支援団体の決定）

第10条 現地調整会議は、前条第1項の規定により被災都道府県から被災地域ブロック内の地方公共団体に対して協力の依頼があった場合には、被災市区町村ごとに被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、被災地域ブロック内における対口支援の案を作成するものとする。

2 現地調整会議は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、対口支援の案を作成するものとする。

- (1) 総括支援チームの派遣の状況
- (2) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）、被害の状況及び災害対応業務実施体制の状況
- (3) 対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市と被災市区町村との距離及び移動時間
- (4) 対口支援団体の対象となる都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）又は指定都市の職員数
- (5) 対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市の過去の災害における応援職員の派遣の実績
- (6) 災害時相互応援協定等の締結状況
- (7) 前各号に掲げるもののほか、被災市区町村の人口等考慮を必要とする事項

3 現地調整会議は、確保調整本部に対し、第1項の規定により作成した対口支援の案を速やかに報告するものとする。

4 現地調整会議は、被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市だけでは対口支援の案を作成することが困難である場合には、確保調整本部に対し、その旨を速やかに報告するものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定による報告を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、対口支援の調整を行うものとする。この場合において、都道府県との調整につ

いては全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

(1) 別表の応援優先順位欄の順位

(2) 第2項各号に掲げる事項

- 6 確保調整本部は、第3項に規定する現地調整会議からの報告及び前項に規定する確保調整本部での調整結果を踏まえ最終的に対口支援団体を決定するものとする。
- 7 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、対口支援団体に対し、当該決定事項、第2項第2号に規定する事項及び現地調整会議等において得られた情報を速やかに文書により連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、現地調整会議に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。
- 8 被災都道府県は、対口支援団体が決定された場合には、被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。
- 9 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し当該決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(対口支援団体等による応援職員の派遣)

第11条 対口支援団体は、前条第7項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援を行う被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、当該被災市区町村における応援職員のニーズ等を把握するものとする。

- 2 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村における前条第2項第2号に規定する事項、前項の規定により把握したニーズ等を踏まえ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、次の各号に掲げる調整等を行うものとする。
  - (1) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）の割り振りの調整
  - (2) 交通手段、宿泊場所、必要な装備に関する事その他応援職員の派遣に当たり必要な情報の可能な限りの提供
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、一体的支援を行うに当たり必要な調整等
- 3 対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。
- 4 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村について、次の各号に掲げる支援を継続的に行うものとする。
  - (1) 応援職員のニーズ等の把握
  - (2) 前号の規定により把握したニーズ等を踏まえた応援職員の派遣
  - (3) 被災市区町村の職員、応援職員（自らが派遣する応援職員のほか、本制度以外の仕組み等により派遣された応援職員を含む。）等で構成する連絡会議の開催等を通じた関係者間での情報の共有

(4) 応援職員に関する受援体制の確保に関する助言

(5) 前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な支援

- 5 対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。
- 6 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(第1段階支援に関するその他の事項)

第12条 対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
- 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

## 第2節 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）

（全国の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

- 第13条 被災都道府県は、第9条第1項の規定により応援職員の派遣について協力の依頼を行うにあたり、当該被災地域ブロック都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合、確保調整本部に対し第2段階支援の必要性について連絡するものとする。
- 2 前項の規定による第2段階支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（確保調整本部における対口支援団体の決定）

- 第14条 確保調整本部は、前条第1項の規定により第2段階支援の必要性の連絡を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。
- （1）別表の応援優先順位欄の順位
- （2）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市の職員数
- （3）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市が既に応援職員の派遣を行っているときはその派遣人数
- （4）前3号に掲げるもののほか、考慮を必要とする事項
- 2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。
- 3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

（全国の地方公共団体による応援職員の派遣）

- 第15条 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第2項各号に規定する調整等を行うものとする。
- 2 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第4項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。
- 3 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の

派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

- 4 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(第2段階支援に関するその他の事項)

第16条 第14条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
- 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第13条第1項、第14条第2項及び本条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

### 第3節 追加の対口支援による応援職員の派遣

(追加の対口支援に対する応援職員の派遣についての協力の依頼)

第17条 対口支援団体は、当該対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災市区町村と協議の上、被災都道府県に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

2 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

3 被災都道府県は、第1項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡に対し、対口支援団体だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、確保調整本部に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

4 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

(確保調整本部における追加の対口支援団体の決定)

第18条 確保調整本部は、前条第3項の規定により追加の対口支援の必要性の連絡を受けた場合には、第10条第2項及び第14条第1項各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、前条第1項の規定により追加の対口支援の必要性を連絡した対口支援団体に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。さらに、連絡を受けた対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(追加の対口支援団体による応援職員の派遣)

第19条 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行

うことについて確認の上、第11条第2項各号に規定する調整等を行うものとする。

- 2 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団体と一体的支援を行う市区町村は、都道府県及び当該都道府県と一体的支援を行う市区町村並びに指定都市は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第4項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。
- 3 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。
- 4 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた都道府県及び指定都市に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(追加の対口支援に関するその他の事項)

第20条 第18条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
- 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第17条第1項、同条第3項、第18条第2項及び本条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

#### 第4節 独自申出による応援職員の派遣

(独自申出による応援職員の派遣の調整)

第21条 地方公共団体（被災都道府県内の地方公共団体を除く。）は、第1段階支援及び第2段階支援とは別に、独自に応援職員の派遣を行おうとする場合には、都道府県にあつては全国知事会に、指定都市にあつては指定都市市長会に、市区（指定都市を除く。）にあつては全国市長会に、町村にあつては全国町村会に対しその旨を申し出ること（以下「独自申出」という。）ができるものとする。

2 前項の規定による独自申出は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。

(1) 応援職員の派遣可能人数（業務又は職種、期間等を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

3 関係団体は、第1項の規定により独自申出を受けた場合には、それぞれ、当該独自申出の情報を管理するとともに、確保調整本部に対し当該情報を報告するものとする。

4 確保調整本部は、前項の規定により報告を受けた場合には、対口支援団体の決定前にあつては被災都道府県と、対口支援団体の決定後にあつては対口支援団体と協議の上、応援職員の派遣の調整を行うものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定により調整を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し調整結果を連絡するとともに、対象となる地方公共団体に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

## 第5章 総括支援チームの派遣

(災害マネジメント総括支援員等の登録)

- 第22条 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント総括支援員として名簿に登録し、当該名簿（以下「総括支援員登録名簿」という。）の管理を行うものとする。
- 2 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント支援員として名簿に登録し、当該名簿の管理を行うものとする。
  - 3 災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の登録の手続等については、別に定めるところによるものとする。

(総括支援チームの派遣の要請等)

- 第23条 被災市区町村は、対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、当該被災市区町村を包括する被災都道府県を通じて確保調整本部（確保調整本部設置前には総務省。）に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。
- 2 被災市区町村は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。
  - 3 第1項又は前項の規定による要請は、その旨を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。
  - 4 対口支援団体は、第2項の規定による要請に対し適当な総括支援チームを派遣することが困難である場合には、確保調整本部に対しその旨を連絡するものとする。
  - 5 確保調整本部は、第1項の規定により要請を受けた場合又は前項の規定により連絡を受けた場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
  - 6 確保調整本部は、第1項に規定するもののほか、被災都道府県から協力の依頼を受けた場合又は得られた情報を基に必要と判断した場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
  - 7 確保調整本部は、第5項又は前項の規定に基づき、総括支援チームの派遣に関して災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（被災地域ブロック内の地方公共団体に限る。）と調整する場合は、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県と協議の上で行うものとする。
  - 8 確保調整本部は、第5項又は第6項の規定により総括支援チームの派遣について協力を依頼した場合には、当該団体に対し、文書によりその旨を連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、確保調整本部は、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前には被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあつ

ては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。また、関係団体を通じて、地方公共団体に対しその旨を連絡するものとする。

(総括支援チームの派遣)

第24条 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

2 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームを派遣した場合には、確保調整本部に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

3 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前にあっては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあっては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。

4 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、当該団体に対し、総括支援チームの派遣の終了について、文書により連絡するものとする。

(総括支援チームの派遣に関するその他の事項)

第25条 総括支援チーム派遣団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、総括支援チームの派遣を行う被災市区町村について、総括支援チームの派遣人数の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他総括支援チームの支援に関する状況等を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

## 第6章 受援体制

(平常時における受援体制の整備等)

第26条 市区町村は、災害時に円滑に応援職員の受入ができるよう、あらかじめ次に掲げる事項等を取りまとめた受援計画の策定を行うなど、受援体制について必要な準備を整えるものとする。

- (1) 庁内全体の応援受入の窓口となる受援担当者
- (2) 応援職員が担う受援対象業務と必要人数
- (3) 各受援対象業務の担当部署における受援担当者
- (4) 応援要請の手順

2 都道府県は、区域内の市区町村に対し、前項の取組に係る助言や支援を行うものとする。

(応援職員受入時の体制整備)

第27条 被災市区町村は、災害時の応援職員の受入に際し、受援が円滑に機能するため、次に掲げる取組等により、応援職員の受入体制の整備に努めるものとする。

- (1) 応援職員の執務スペースの確保
- (2) 業務に必要な資機材等の準備
- (3) 受援に関する庁内調整会議の開催

## 第7章 その他

(被災都道府県による支援)

第28条 被災都道府県は、被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、応援職員の派遣に関する支援(対口支援団体との連携を含む。)及び被災市区町村が行う災害マネジメントに関する支援(総括支援チームが派遣されている場合には、当該総括支援チームとの連携を含む。)を行うものとする。

2 被災都道府県は、対口支援団体の決定後に当該被災都道府県内の地方公共団体による被災市区町村への応援職員の派遣の調整を行う場合には、対口支援団体と協議の上行うものとする。

(応援職員の派遣に関する留意事項)

第29条 地方公共団体は、応援職員の派遣に関し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 活動に必要な資機材、応援職員の食料、宿泊場所及び交通手段の確保等については、可能な限り自己完結型で対応すること。
- (2) 派遣期間については、業務の習熟、引継ぎ等を考慮して調整を行うこと。

(応援職員の派遣に関する費用の負担)

第30条 本制度に基づく応援職員の派遣に要した費用の負担については、法令の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体と被災市区町村又は被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議して定めるものとする。

(平常時における対応)

第31条 総務省は、平常時に、本制度に基づく応援職員の派遣に関する連絡調整を行うため、関係省庁、関係団体、都道府県（地域ブロック幹事都道府県の別を含む。）及び指定都市の担当部署の連絡先を記載した名簿を作成し、関係省庁、関係団体、都道府県及び指定都市と共有するものとする。

2 関係省庁、関係団体、都道府県及び指定都市は、前項に規定する名簿の連絡先に変更が生じた場合には、総務省に対し変更後の連絡先を速やかに連絡するものとする。

3 地域ブロック幹事都道府県は、平常時に、対口支援団体の決定に際して考慮することを基本とする第10条第2項第4号から第6号までに規定する事項について、当該地域ブロック内の都道府県及び指定都市に係る情報の整理及び定期的な更新を行い、地域ブロック内の都道府県及び指定都市と共有するものとする。さらに、総務省に対しても当該情報を提供するものとする。提供を受けた総務省は、当該情報を関係団体と共有するものとする。

(訓練の実施)

第32条 総務省は、大規模災害時における本制度の円滑な運用を確保するため、関係機関の協力を得て、訓練を実施するものとする。

(要綱の見直し)

第33条 総務省は、前条に規定する訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて関係機関の意見を聴きつつ、適宜、本要綱について必要な見直しを行うものとする。

(その他)

第34条 この要綱に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、総務省が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

## (別表)

地域ブロック	北海道東北 ブロック(A)	関東 ブロック(B)	中部 ブロック(C)	近畿 ブロック(D)	中国・四国 ブロック(E)	九州 ブロック(F)
都道府県	北海道、青森県、 岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、 福島県、新潟県	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	富山県、石川県、 長野県、岐阜県、 静岡県、愛知県、 三重県	福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
指定都市	札幌市、仙台市、 新潟市	さいたま市、千葉 市、横浜市、川崎 市、相模原市	静岡市、浜松市、 名古屋市	京都市、大阪市、 堺市、神戸市	岡山市、広島市	北九州市、福岡 市、熊本市
応援優先順位	①B②C③D④E⑤F	①A②C③D④E⑤F	①D②B③A④E⑤F	①C②E③F④B⑤A	①F②D③C④B⑤A	①E②D③C④B⑤A

様式1

【把握したニーズ等】

被災市区町村名

把握日時

(1) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性  
 有            無

(2) 要請人数(見込み)※上記(1)で「有」の場合

No.	期間	業務(職種)	人数	特記事項
1	～			
2	～			
3	～			
4	～			
5	～			

(3) 総括支援チームの派遣の必要性  
 有            無

(4) その他の情報

--

被災都道府県窓口	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

【被災都道府県内の地方公共団体による対応可否】

左記(2)に対する対応可否

可	不可

左記(3)に対する対応可否

可            不可

連絡欄

--

様式2-1

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地域ブロック幹事都道府県（担当部署） 御中

被災都道府県（担当部署）

被災市区町村への応援職員の派遣についての協力依頼書

標記のことについて、別添のとおり協力を依頼します。

添付書類

様式2-2

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

様式2-2

被災都道府県名	被災市区町村名

文書番号	年月日

被災都道府県窓口		被災市区町村窓口	
担当部署		担当部署	
担当者名		担当者名	
電話番号		電話番号	
FAX番号		FAX番号	
E-MAIL		E-MAIL	

No.	期間(※)	業務(職種)	人数(※)	主な業務実施場所	左記までの交通手段	特記事項
1	～					
2	～					
3	～					
4	～					
5	～					

※見込みを含む。

連絡欄(応援職員の派遣に関して必要な事項を記載(別紙による業務実施場所の地図等の添付も可))

--

様式 3 - 1

〇〇年〇〇月〇〇日

対口支援団体（担当部署）御中

応援職員確保調整本部  
（事務局：総務省自治行政局公務員部）

対口支援団体の決定について（通知）

下記のとおり、応援職員確保調整本部において貴団体を対口支援団体に決定しましたので、通知します。

記

災 害 名	
決 定 日	
対口支援団体	
派遣先の 被災市区町村	
その他	

発信元	
応援職員確保調整本部 （事務局：総務省自治行政局公務員部）	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
E - M A I L	

様式 3 - 2

〇〇年〇〇月〇〇日

応援職員確保調整本部 御中

(事務局：総務省自治行政局公務員部)

対口支援団体 (担当部署)

対口支援の終了の連絡について

下記のとおり、対口支援を終了する予定ですので、連絡します。

記

災 害 名	
派遣先の 被災市区町村	
対口支援実施 期間 (予定)	～
対口支援を終了 する理由 (被災市町村の 具体的状況)	

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
E - M A I L	

〇〇年〇〇月〇〇日

対口支援団体（担当部署）御中

応援職員確保調整本部  
(事務局：総務省自治行政局公務員部)

対口支援の終了について（通知）

下記のとおり、貴団体の対口支援の終了を確認しましたので、通知します。

記

災 害 名	
派遣先の 被災市区町村	
対口支援 実施期間	～
その他	

発信元	
応援職員確保調整本部 (事務局：総務省自治行政局公務員部)	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
E - M A I L	

○年○月○日(○)10時00分現在

支援団体名	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

■支援の状況(総括支援及び対口支援の概要について記入してください。)

支援項目	対応状況	支援にあたっての課題

■総括支援チーム

支援を行う被災市区町村	派遣人数	本日派遣された人数 (=現地で業務に従事した実人数)(※1)		左記のうち災害マネジメント総括支援員の氏名	翌日に派遣される予定の人数 (=現地で業務に従事する予定の実人数)(※1)		連絡事項 (今後の対応予定、派遣見込み等)
			人			人	
	総括支援チーム		人			人	

■対口支援チーム

対口支援を行う被災市区町村	要請人数及び派遣人数	本日派遣された人数 (=現地で業務に従事した実人数)(※1)						連絡事項 (「その他」の内訳等)	翌日に派遣される予定の人数 (=現地で業務に従事する予定の実人数)(※1)						連絡事項 (「その他」の内訳、要請人数に対する調整状況、今後の派遣要請の見込み等)
		罹災証明交付業務		行政窓口	避難所運営	その他	合計		罹災証明交付業務		行政窓口	避難所運営	その他	合計	
		受付・交付	調査						受付	調査					
	要請人数						人							人	
	対口支援団体A(※2)						人							人	
	その他の団体B(※3)						人							人	
	派遣人数 A+B	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	

※1 「本日派遣された人数」及び「翌日に派遣される予定の人数」欄については、同日中に人員が交代する場合は重複計上をせず、交代前と交代後における最大数を計上してください。  
 ※2 「対口支援団体A」欄については、対口支援団体が都道府県である場合には、一体的支援を行う当該都道府県の区域内の市区町村による応援職員の人数を合わせて計上してください。  
 ※3 「その他の団体B」欄については、「応急対策職員派遣制度」に関する応援職員のうち、対口支援団体以外から派遣された(される予定の)応援職員の人数を計上してください。

様式5-1

〇〇年〇〇月〇〇日

応援職員確保調整本部 御中  
(事務局：総務省自治行政局公務員部)

被災都道府県 (担当部署)

被災市区町村への応援職員の派遣についての協力依頼書

標記のことについて、別添のとおり協力を依頼します。

添付書類

様式5-2

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

様式5-2

被災都道府県名	被災市区町村名

文書番号	年月日

被災都道府県窓口		被災市区町村窓口	
担当部署		担当部署	
担当者名		担当者名	
電話番号		電話番号	
FAX番号		FAX番号	
E-MAIL		E-MAIL	

No.	期間(※)	業務(職種)	人数(※)	主な業務実施場所	左記までの交通手段	特記事項
1	～					
2	～					
3	～					
4	～					
5	～					

※見込みを含む。

連絡欄(応援職員の派遣に関して必要な事項を記載(別紙による業務実施場所の地図等の添付も可))

--

様式6-1

〇〇年〇〇月〇〇日

被災都道府県（担当部署） 御中

対口支援団体（担当部署）

被災市区町村への応援職員の派遣についての協力依頼書

標記のことについて、別添のとおり協力を依頼します。

添付書類

様式6-2

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

様式6-2

被災都道府県名	被災市区町村名

文書番号	年月日

対口支援団体窓口		被災市区町村窓口	
担当部署		担当部署	
担当者名		担当者名	
電話番号		電話番号	
FAX番号		FAX番号	
E-MAIL		E-MAIL	

No.	期間(※)	業務(職種)	人数(※)	主な業務実施場所	左記までの交通手段	特記事項
1	～					
2	～					
3	～					
4	～					
5	～					

※見込みを含む。

連絡欄(応援職員の派遣に関して必要な事項を記載(別紙による業務実施場所の地図等の添付も可))

--

様式7-1

〇〇年〇〇月〇〇日

(関係団体) 御中

独自申出を行う地方公共団体(担当部署)

被災市区町村への応援職員の派遣の独自申出書

標記のことについて、別添のとおり申し出ます。

添付書類

様式7-2

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

様式7-2

文書番号	年月日

独自申出を行う地方公共団体の窓口	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

No.	期間	業務(職種)	派遣可能 人数	特記事項
1	～			
2	～			
3	～			
4	～			
5	～			

連絡欄

--

〇〇年〇〇月〇〇日

応援職員確保調整本部 御中 (第23条第1項の場合)  
(事務局：総務省自治行政局公務員部)

被災市区町村 (担当部署)

総括支援チームの派遣要請書

標記のことについて、下記のとおり要請します。

記

派遣が必要な期間 (見込みを含む。)	
災害マネジメントの状況 (支援を求める理由等を記載)	
主な業務実施場所	
上記までの交通手段	
連絡欄 (総括支援チームの派遣に関して必要な事項を記載 (別紙による業務実施場所の地図等の添付も可))	

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

〇〇年〇〇月〇〇日

対口支援団体（担当部署） 様（第23条第2項の場合）

被災市区町村（担当部署）

総括支援チームの派遣要請書

標記のことについて、下記のとおり要請します。

記

派遣が必要な期間 (見込みを含む。)	
災害マネジメントの状況 (支援を求める理由等を記載)	
主な業務実施場所	
上記までの交通手段	
連絡欄 (総括支援チームの派遣に関して必要な事項を記載(別紙による業務実施場所の地図等の添付も可))	

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

様式 9 - 1

〇〇年〇〇月〇〇日

総括支援チーム派遣団体（担当部署）御中

応援職員確保調整本部  
(事務局：総務省自治行政局公務員部)

総括支援チーム派遣団体の決定について（通知）

下記のとおり、応援職員確保調整本部にて貴団体を総括支援チーム派遣団体に決定しましたので、通知します。

記

災 害 名	
決 定 日	
総括支援チーム 派遣団体	
派遣先の 被災市区町村	
その他	

発信元	
応援職員確保調整本部 (事務局：総務省自治行政局公務員部)	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
E - M A I L	

〇〇年〇〇月〇〇日

応援職員確保調整本部 御中  
(事務局：総務省自治行政局公務員部)

総括支援チーム派遣団体（担当部署）

総括支援チーム派遣の終了の連絡について

下記のとおり、総括支援チームの派遣を終了する予定ですので、連絡します。

記

災 害 名	
派遣先の 被災市区町村	
派遣期間 (予定)	～
総括支援チーム の派遣を終了す る理由 (被災市区町村 の具体的状況)	

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
E - M A I L	

〇〇年〇〇月〇〇日

総括支援チーム派遣団体（担当部署）御中

応援職員確保調整本部  
(事務局：総務省自治行政局公務員部)

総括支援チームの派遣の終了について（通知）

下記のとおり、貴団体の総括支援チームの派遣終了を確認しましたので、通知します。

記

災 害 名	
派遣先の 被災市区町村	
派遣期間	～
その他	

発信元	
応援職員確保調整本部 (事務局：総務省自治行政局公務員部)	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
E - M A I L	

# 災害時広域関東圏連携ルール

令和4年11月8日

災害時の透析医療に関する広域関東圏連携会議

## 第1 ルール作成の趣旨

このルールは、大規模災害等発生時に、「災害時の透析医療確保に関する広域関東圏連携会議」（以下「連携会議」）の構成員である都県が被災し、当該の都県で十分な透析医療体制を確保できず、他の都県へ透析患者の受入依頼を行う場合について、被災都県に対して迅速かつ円滑な支援を実施するための基本的事項について定める。

## 第2 連絡窓口の準備

連絡会議構成員は、あらかじめ災害時の透析医療広域連携に関する連絡担当部署を定めるとともに、「緊急時連絡網」（別記様式1）により、緊急時連絡網を整備する。

## 第3 被害状況の共有

都県は、次のいずれかの事象が発生した場合、各都県透析医会及び臨床工学技士会等と連携し、「日本透析医会 災害時情報ネットワーク」等により都県内の透析医療機関に関する被害状況を取りまとめ、その内容を連絡会議の構成員に対して共有する。

各都県透析医会は、「日本透析医会 災害時情報ネットワーク」等により、都県内透析医療機関の被災状況を収集し、共有するよう努める。

### 【発災直後の被害状況共有を行う目安】

- (1) 震度6弱以上の地震が発生したとき
- (2) 災害救助法が適用となる自然災害が発生または見込まれるとき
- (3) そのほか、被災都県の構成員が必要と認めたとき

## 第4 被災都県から他都県への受入可能人数等に関する情報提供依頼

被災都県は、透析患者に対して、当該の都県で十分な透析医療体制が確保できないことが見込まれる場合は、他の都県に対して、広域連携による透析患者受入可能人数等について情報提供を依頼する。その際、円滑な受入調整のため、以下事項について伝達するよう努める。

### 【情報提供依頼を行う際の伝達事項】

- (1) 都県内透析医療機関の被災状況
- (2) 受入支援が必要な患者数および患者リスト  
(概算でも可、入院必要な方と通院可能な方の内訳があるとなおよい)

依頼の方法は、緊急時連絡網を活用し、原則として「透析患者受入に関する情報提供依頼書（兼回答票）」（別記様式2）を用いてすべての都県へ依

頼する。ただし、緊急の場合は口頭での依頼を可とする。

#### 第5 患者受入可能人数等の報告

依頼を受けた都県は、各都県透析医会及び臨床工学技士会等と連携し、受入可能な人数や空き病床等について、被災都県へ速やかに報告する。

報告の方法は、「日本透析医会 災害時情報ネットワーク」を活用するほか、「透析患者受入に関する情報提供依頼書（兼回答票）」（別添様式2）により報告する。

#### 第6 透析患者の受入依頼

被災都県は、他都県からの回答に基づき、受入を依頼する患者と受入先を調整し、受入先都県に対して、透析患者の広域連携に基づく受入について依頼を行う。

受け入れの依頼を行う際は、受け入れ支援の実施にあたっての費用負担等も検討する必要があることから、都道府県間の災害時協定や災害救助法による救助の支援要請等、依頼の拠り所について予め明確にしておく方がよい。

（依頼の根拠については、①知事会協定等、各都県の災害時相互応援協定に基づく要請、または②被災都県で災害救助法が適用されている場合は、同法に基づく救助の支援要請などが考えられる。被災都県が受入依頼の際には、その根拠を明確にする必要がある。ただし、緊急時により議論のいとまがないときは、その根拠について後日整理することとして、構成都県の間で速やかに受入調整を進める方法も考えられる。）

#### 第7 受入先医療機関の調整

受入依頼を受けた都県は、自らの都県の透析医療機関と調整を行い、最終的な受入先医療機関について調整を行う。

#### 第8 連絡会議構成都県以外の道府県との連携

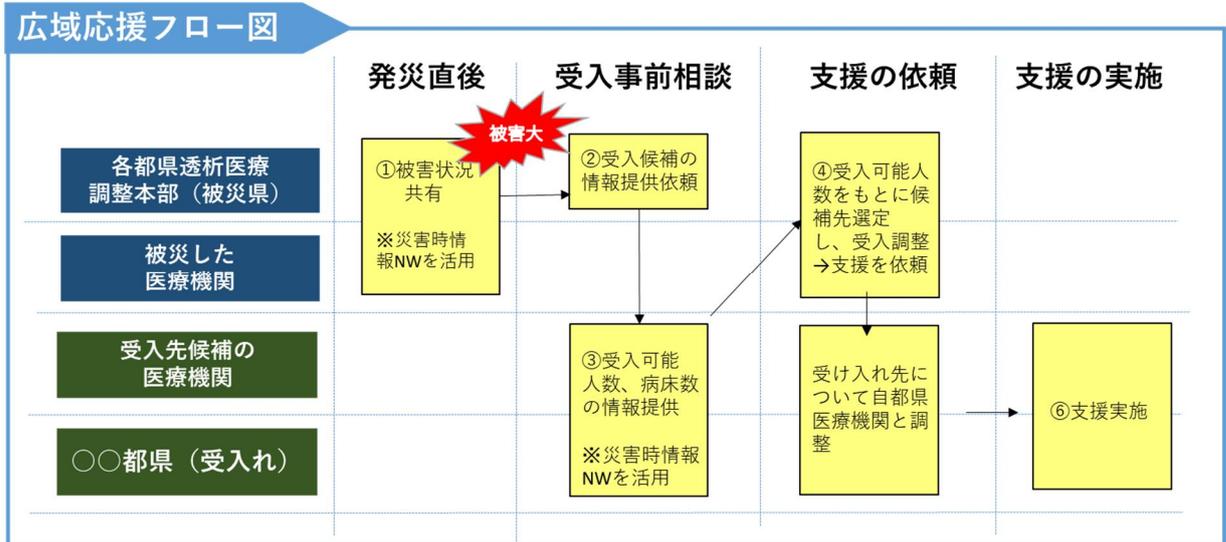
このルールは、連絡会議構成都県以外の道府県との災害時の連携を妨げるものではない。

#### 第9 その他

以下の事項については災害の被災状況や受入患者数の規模等に応じて、関係機関も含め調整を要する事項とする。また、今後のルール化を図るべき検討事項とする。

- ・ 搬送体制の確保について
- ・ 通院患者における宿泊施設等の確保と調整

【広域連携フロー図】



# 緊急時連絡網

別記様式1

【メールリスト】

令和6年7月更新

都県	優先順位	所属		担当者職氏名	メールアドレス
埼玉県	1	埼玉県	保健医療部 医療整備課	宮武 潤平	as.mameri3838@gmail.com
	2			上野 隆之	a3530-02@pref.saitama.lg.jp
	3		保健医療部 薬務課	中山 悠子	a3620-01@pref.saitama.lg.jp
	4			羽毛田 聡美	a3620-01@pref.saitama.lg.jp
	1	透析災害医療 コーディネーター	さいたま赤十字病院	雨宮 守正	morimasa1208@gmail.com
	1	透析医会 臨床工学技士会	さいたま赤十字病院	鎌田 晋治	src.me.yarita@gmail.com
	2		北里大学メディカルセンター	新井 実延	arai-m71@insti.kitasato-u.ac.jp
	3		練馬光が丘病院	安藤 勝信	kando118@nifty.com
4	埼玉医科大学		山下 芳久	yysmucet@saitama-med.ac.jp	
群馬県	1	群馬県	健康福祉部 医務課	主任 熊川 竜	kumagawa-r@pref.gunma.lg.jp
	2			係長 林 利幸	hayashi-toshi@pref.gunma.lg.jp
	1	透析災害医療 サブコーディネーター	さるきクリニック	猿木 和久	kazusa301416@mail.wind.ne.jp
	1	透析医会 臨床工学技士会	西片貝クリニック	山根 雅樹	touseki6533@yahoo.co.jp
栃木県	1	栃木県	保健福祉部 健康増進課	主査 津久井 祐弥	tsukuuy2002@pref.tochigi.lg.jp
	2			副主幹 樋谷 和之	tsuchiyak02@pref.tochigi.lg.jp
	1	透析医会	奥田クリニック	院長 奥田 康輔	okudadr@okudacl.com
	1	臨床工学技士会	せいはいかいメディカルクリニック OYAMA	阿部 政利	bra3r21a@gmail.com
東京都	1	東京都	保健医療局 保健政策部 疾病対策課	課長代理 後藤 緑	Midori.Gotou@member.metro.tokyo.jp
	2			深井 園子	Sonoko_Fukai@member.metro.tokyo.jp
	1	透析医会	医療法人社団 石川記念会	安藤 亮一	randogogo@gmail.com
	2		下落合クリニック	菊地 勘	kankikuchi@nifty.com
	3		東京医科大学八王子医療センター	尾田 高志	takashio@tokyo-med.ac.jp
	1	臨床工学技士会	東邦大学大橋病院	岡本 裕美	okamoto777@oha.toho-u.ac.jp
	2		神奈川工科大学	川崎 路浩	kawasaki@cet.kanagawa-it.ac.jp
	3		東京女子医科大学	安部 貴之	abe.takayuki@twmu.ac.jp
4	稲城市立病院		梅田 太一郎	counterblow.taichi@gmail.com	
新潟県	1	新潟県	福祉保健部 地域医療政策課	政策企画員 片桐 剛	ngt040320@pref.niigata.lg.jp
	2			主任 星野 貢	
	3			主事 川村 庸	
	1	新潟県透析医会	新潟大学歯学総合病院	山本 卓	yamamots@med.niigata-u.ac.jp
	2		魚沼基幹病院	飯野 則昭	niino@med.niigata-u.ac.jp
	3		向陽メディカルクリニック	青池 郁夫	kmc8686@an.wakwak.com
	1	新潟県臨床工学技士会	会長 (済生会新潟県央基幹病院)	泉 祐一	u1.izumi@gmail.com
	2		災害対策委員長 (新潟大学歯学総合病院)	長谷川 進	susumu@med.niigata-u.ac.jp
	3		災害対策副委員長 (信楽園病院)	星野 一	hajimy1006@gmail.com

都県	優先順位	所属		担当者職氏名	メールアドレス
神奈川県	1	神奈川県	健康医療局 保健医療部 がん・疾病対策課	疾病対策グループ 主事 神戸 章	jin99@pref.kanagawa.lg.jp
	2			疾病対策グループ 主任主事 小野寺 萌	
	3			課長 津島 志津子	
	1	神奈川県 透析危機対策協議会	本部事務局長	矢尾 淳	info@kanagawa-dc.jp
	2		ロジスティクス部会長	岡田 悟	ezw02077@nifty.ne.jp
	3		会長	穴戸 寛治	JDJ00172@nifty.com
茨城県	1	茨城県	保健医療部 疾病対策課	東野 綺寧	a.touno@pref.ibaraki.lg.jp
	2			綿引 美保子	mi.watahiki@pref.ibaraki.lg.jp
	3			武村 知己	t.takemura@pref.ibaraki.lg.jp
	1	茨城県透析医 災害対策連絡協議会	水戸済生会総合病院	海老原 至	itaruebi@yahoo.co.jp
	2		筑波大学	斎藤知栄	chie.saito@md.tsukuba.ac.jp
	1	茨城県臨床工学技士会	なめがた地域医療センター	浅野 和志	
	3		JAとりで総合医療センター	佐藤 長典	cohositu@toride-medical.or.jp
2	茨城県立中央病院		前澤利光	hydrangea.2330@gmail.com	
千葉県	1	千葉県	千葉県健康福祉部 医療整備課医療体制整備室	技師 伊藤秀樹	ryosei2@mz.pref.chiba.lg.jp
	2			主事 梶山麗也	
	3			室長 中澤文男	
	1	透析医会	みはま病院	正井基之	m.masai@sejinkai.org
		透析医会事務局	みはま病院	武田稔男	t.takeda@sejinkai.org
	1	臨床工学技士会	東葛クリニック病院	新海洋平	lef06503@nifty.com
	-		東葛クリニック病院	稲田陽司	y.inada@mbj.nifty.com
	-		さとうクリニック	鈴木貴大	thika1105@gmail.com
	-		東都大学	渋谷 泰史	yasufumi.shibuya@tohto.ac.jp

## 【緊急連絡網(電話)】

令和6年7月更新

都県	優先順位	氏名	電話番号
埼玉県	1	宮武 潤平	048-830-3643
	2	上野 隆之	
	3	中山 悠子	048-830-3624

↓

群馬県	1	熊川 竜	027-226-2534
	2	林 利幸	

↓

栃木県	1	津久井 祐弥	028-623-3086
	2	樋谷 和之	

↓

東京都	1	後藤 緑	03-5320-4476
	2	深井 園子	03-5320-4470

←

都県	優先順位	氏名	電話番号
茨城県	1	東野 綺寧	029-301-3220
	2	綿引 美保子	
	3	武村 知己	

↑

神奈川県	1	神戸 章	045-210-1111 (内4739)
	2	小野寺 萌	
	3	津島 志津子	

↑

新潟県	1	片桐 剛	025-256-8924
	2	星野 貢	
	3	川村 庸	

(電話連絡のルール)

- ①原則として被災した都県が次の都県に電話する。
- ②次の都県に電話する場合は、優先順位上位の者に電話し、誰か一人でも伝達できた時点で終了とする。全員につながらない場合はその次の都県へ伝達を行う。

透析患者受入に関する情報提供依頼書

別記様式 2

透析患者の受入可能人数について、情報提供をお願いします。

黄色枠	被災都県記入	青枠	依頼先都県記入
依頼都県（被災都県）		依頼先都県	
（都県名）		全構成都県 あて	
担当者：〇〇課 〇〇		or	
電話： - -		（都県名） あて	
メール： @			
発出日時： 月 日 :		受信日時： 月 日 :	
（災害の概要、被災した透析医療機関数、透析患者数等）			

（添付資料）にチェック記入

- 被災状況とりまとめ資料
- 支援が必要な透析患者リスト
- その他（ )

透析患者受入に関する情報提供依頼書回答票

回答都県	
〇〇都県	
担当者	〇〇課 〇〇
電話	
メール	
回答日時	
受入可能人数	（うち、入院患者 名）
受入可能施設数	

※詳細は災害透析ネットワークで確認をしてください。

# 孤立可能性集落発生の可能性に関する状況調査について

## 1 調査の趣旨

国主導で行ったH25年度の最終調査から10年程度経過したため、令和6(2024)年7月に「栃木県中山間地等の孤立集落発生の可能性に関する状況調査」を実施した。

## 2 調査の内容

- ・ 県内の孤立可能性のある集落の把握
- ・ 孤立可能性のある集落における防災対策の状況の把握  
(集落内代表者の把握、情報通信手段の整備状況、備蓄の状況、ヘリの駐機スペースの有無等)

## 3 調査における各種定義

### (1) 集落の孤立とは

中山間地域の地区及び集落において、道路交通による外部からのアクセスが、地震、風水害に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積等の要因により人の移動・物資の流通の点で困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となる状態になること。

### (2) 集落について

国で行った調査と同様に、農林業センサスによる農業集落「中山間地域」にある集落を基本とした。  
※中山間地域(県内984集落)：農林統計上、山間地やその周りの地域、その他地理的条件が悪く、農業をするのに不利な地域

### (3) 孤立可能性集落について

集落へのすべてのアクセス道路の一部区間が、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、山地災害危険地区に隣接している。

(※アクセス道路：外部から集落まで車両でアクセスできる道路)

## 4 調査結果

孤立可能性集落数は544集落(15市町) (H25:249集落)

孤立可能性集落の市町内訳 (R6.4.1時点)

市町名	集落数
宇都宮市	—
足利市	74
栃木市	44
佐野市	90
鹿沼市	77
日光市	45
小山市	—
真岡市	—
大田原市	24
矢板市	5
那須塩原市	16
さくら市	—
那須烏山市	17
下野市	—
上三川町	—
益子町	13
茂木町	89
市貝町	5
芳賀町	—
壬生町	—
野木町	—
塩谷町	21
高根沢町	—
那須町	18
那珂川町	6
合計	544